消防予第156号令和4年3月31日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 展

消防庁予防課長 (公印省略)

コンテナ等の内部に設置する蓄電池設備の取扱いについて(通知)

蓄電池設備については、消防法施行令(昭和36年政令第37号)及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。)を踏まえた各市町村等の火災予防条例により、その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備として規制されているところです。

今般、輸送用コンテナの内部に蓄電池設備を設置する事例など、様々な蓄電 池設備の設置事例が見られるようになったことから、コンテナ等の内部に設置 する蓄電池設備の取扱いについて以下のとおりとりまとめました。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

(1) 設置場所について

蓄電池設備(4,800 アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。) をコンテナ等(輸送用コンテナその他の不燃材料で造られた室で、内部に人 が立ち入ることができる構造のものをいう。以下同じ。)の内部に設置する場 合は、対象火気省令第16条第4項に定める「蓄電池設備のうち、屋外に設けるもの」に該当しないものであること。

(2) 換気設備について

火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)第13条第2項において準用する同条例(例)第11条第1項第4号では、蓄電池 設備に屋外に通ずる有効な換気設備を設置することとされている。

この規定は、強制換気方式又は自然換気方式の換気設備による蓄電池設備 の温度上昇の防止や、蓄電池設備から発生する可燃性ガス等の排出を主旨と するものであること。コンテナ等に設置する換気設備を随時開放可能な自然 換気方式とする場合の「有効な換気設備」とは、コンテナ等及び蓄電池設備 が次に掲げる要件を満たすことを想定するものであること。

ア コンテナ等の開口部が屋外に面しており、外部から容易に開放できる構造で、換気に十分な開口面積(コンテナ等の床面積に対して、概ね20分の1以上の面積をいう。)を有していること。

イ 蓄電池設備に温度上昇や電気的な異常が生じた場合に、当該異常をコンテナ等の外部で検知することができる機能を有していること。

(3) 消防法令上の取扱いについて

コンテナ等に係る消防法令上の取扱いについては、「コンテナ型データセンターに係る消防法令上の取扱いについて」(平成23年3月31日付け消防予第96号)のコンテナ型データセンターに係る運用指針を準用すること。

消防庁予防課

(予防係)

担当 :桒原、佐藤、田上

(設備係)

担当 : 千葉、羽田野、中道、佐藤

TEL : 03-5253-7523

Email: yobouka-y@ml.soumu.go.jp